

諮問番号：諮問第 136 号

答申番号：答申第 136 号

答申書

第 1 審査会の結論

審査請求人が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）を知的障害のある人として行った療育手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）について、福岡県障がい者更生相談所長（以下「処分庁」という。）が行った療育手帳交付申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

知的障害により日常生活も不便で著しい制約があるにもかかわらず、手帳を交付しない旨の決定は認めることができない。

日常的にオシッコを漏らす。寝ている時や昼間でもトイレに行くことを理解できず毎日何回も漏らす。

●●療育センター小児神経科の●●医師診断書に全検査 I Q 62 と診断されている理由から総合判定 C は成り立たない。

処分庁は、「福岡県●●児童相談所が実施した検査の結果、99 であった。」と言うが、約 4 年前「同じ児童相談所」で同じ検査を行っていて（検査結果は I Q 56）、その時の検査官から「おたくのお子さんは頭が悪い」「言葉もまともに話せない」と何度も言われているので、99 の結果に納得できない。

令和 2 年 6 月 19 日の福岡県●●児童相談所での検査で、審査請求人は別室で待機するよう指示されたため、どんな質問がなされたか分からないが、検査時点で一言オネショやおもらしがあるか聞けば分かること、現在でも小学校でオシッコを漏らしパンツを着替えて帰宅している。

以前の●●児童相談所での検査も、おたくの子供（本件児童）は発達が悪いと言われた、また、●●市立小学校では学校の勧めで、●●教室に入っており、福岡県と●

●市では見解が真逆であり、福岡県の見解に納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は理由がないものであり、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件判定（令和2年6月19日に福岡県●●児童相談所（以下「本件判定機関」という。）において、同所の心理判定員を検査者として、本件児童に対して面接判定により「田中ビネー知能検査V」が実施され、その結果をIQ99であったとした、手帳の交付申請に係る判定をいう。以下同じ。）に基づき、処分庁が、本件処分により手帳の交付をしないこととしたことに違法又は不当な点はないかということにある。

（1）本件判定に当たっては、本件判定機関において、心理判定員が本件児童に対して面接判定により「田中ビネー知能検査V」を実施したところ、6歳級の問題が全問合格であったことから基底年齢を7歳とし、7歳級の問題が4問、8歳級の問題が4問、9歳級の問題が3問合格し、10歳級の問題で全問不合格であったことから、精神年齢を8歳10か月と算出しており、これを生活年齢である8歳11か月で除した数値に100を乗じた結果、本件児童の知能指数が99であるとしている。この数値は、田中ビネー知能検査V実施マニュアルに基づいて実施された検査により得られた結果を基に、田中ビネー知能検査V採点マニュアルに沿って算出されたものと認められる。

そして、本県における手帳の交付申請に係る判定については、知能指数が概ね75以下であることが判定の基準とされており、18歳未満の者について、「概ね75」とは、IQ80以下とされている。

上記の検査結果に基づく本件児童の知能指数は、この基準に該当していないことから、本件判定機関において、総合判定をC（非該当）とする本件判定がなされたものと認められる。

以上のとおり、本件判定は、福岡県療育手帳交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福岡県児童相談所療育手帳判定実施要領（以下「実施要領」という。）及び福岡県児童相談所療育手帳判定について（申合せ）（以下「申合せ」という。）並びに田中ビネー知能検査V実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行わ

れたものと認められ、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわない点や、不合理と目すべきところは見当たらない。

したがって、処分庁が本件判定を基にして本件処分を行ったことは相当であり、このことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人は、本件判定の根拠とされた知能検査の結果が、●●療育センターの知能検査の結果及び過去の本件判定機関の知能検査の結果と異なることを根拠として、本件判定に瑕疵がある旨を主張している。

確かに、これらの知能検査は、いずれも本件児童を対象としたものではあるが、あくまでも、それぞれ別個の知能検査であるから、本件判定の根拠とされた知能検査の結果が、別の機会に実施された知能検査の結果と異なることをもって、直ちに本件判定自体に瑕疵があるとすることはできないといわざるを得ない。

したがって、この主張を採用することはできない。

(3) この他に、審査請求人は、「日常的にオシッコを漏らします」など、本件児童の日常生活の様子について述べているが、本件判定については、知能検査の結果算出された知能指数値を基に判定することとされているものであるから、これらのことは、上記の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年11月5日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年12月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分は、審査請求人が提出した療育手帳交付申請書に添付されていた令和2年6月19日付け●●児童相談所長発行の判定書に基づき、交付要綱、実施要領及び申合せに則って行われたものであるから、本件申請を却下としたことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は

認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸